

福島市内における街頭犯罪等の発生件数(令和5年1月～12月)

令和5年の福島市内の刑法犯罪認知件数は1,226件で、前年の1,065件に比べて161件の増加となりました。

全国的に刑法犯が増加しているなか、地域において安全で安心な生活を確保するため、警察等の活動に加えて、市民一人ひとりが防犯意識を強め、関係機関団体などと連携して、自発的な防犯活動に取り組むことが重要です。

概数(単位：件)

強盗	不同意 わいせつ	空き巣	忍込み	事務所 荒し	出店 荒し	ひった くり	車上 ねらい	自販機 ねらい	部品 ねらい	自動車 盗	オート バイ盗	自転車 盗	万引き	その他	全刑法犯
0	0	12	24	3	2	0	56	1	15	8	6	212	204	683	1,226

登下校の子どもを見守りましょう！ ～日常のちょっとした行動であなたも見守り隊～

子どもをめぐる犯罪が多発している昨今、登下校の子どもたちを見守る多くの『目』が必要です。そこで、児童・生徒の登下校時間帯に「ウォーキングをしながら」、「犬の散歩をしながら」、「買い物をするをしながら」、子どもたちを気にかけて、見守ってみませんか。

一人ひとりができる範囲で行動し、大きな見守り活動の輪を広げましょう。

福島市交通教育専門員が活躍中！

福島市交通教育専門員は、本市における交通の安全に関する知識の普及及び交通安全思想の高揚を図るため、朝の街頭指導や教育対象者のレベルに合わせて交通安全教育活動を行っています。

街頭指導では、市内各地域において、34名の交通教育専門員が、毎朝、路上横断等の際の子どもたちの保護誘導活動を行っています。

福島市における交通事故(人身事故)発生状況【概数】



令和5年			令和4年			比較(R5：R4) ※統計期間は1月～12月		
件数 (件)	死者数 (人)	傷者数 (人)	件数 (件)	死者数 (人)	傷者数 (人)	件数 (件)	死者数 (人)	傷者数 (人)
431	7	494	460	8	520	△29	△1	△26

市内における交通事故件数は平成15年以降減少傾向を示しています。

自転車に乗るときは、 ヘルメットの着用を！

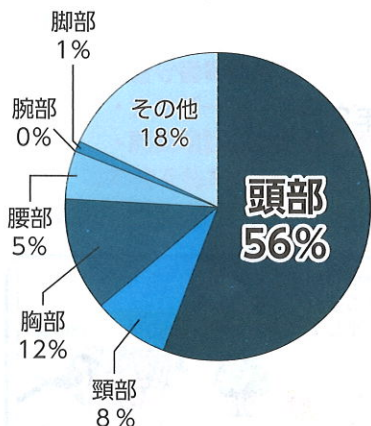
自転車乗用中に交通事故で亡くなられた方は、約6割が頭部に致命傷をおっています。自分で自分を守るため、ヘルメットの着用を努めましょう！

自転車利用者のヘルメット着用は努力義務になっています。

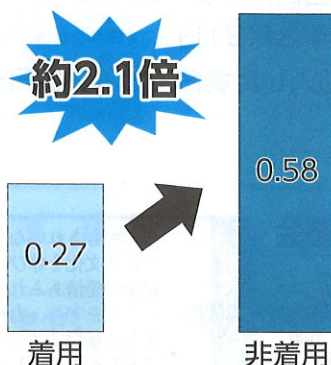
～自転車安全利用五則～

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用

自転車乗車中死者の人身損傷主部位別
(致命傷の部位) (平成30年～令和4年合計)



自転車乗用中の
ヘルメット着用状況別の致死率
(平成30年～令和4年合計)



自転車利用の際は、自転車
保険の加入も忘れずに！！



電動キックボード ～公道走行前に確認を～

令和5年7月1日から、一定の要件を満たす電動キックボード等は、特定小型原動機付自転車として、新たな交通ルールが適用されました。

ルールを守って、安全に通行しましょう。

※引用：警察庁ホームページより



みんなで楽しく 交通ルールを身に付けよう！ 福島市幼児交通安全クラブ会員募集中

幼児交通安全クラブってどんなもの!?

子どもを交通事故から守るためには、幼児期から繰り返し交通ルールやマナーを教えることが大切です。

福島市では、交通安全について学ぶ機会が少ない幼児とその保護者を対象に、幼児交通安全クラブを設置しています。

クラブでは、模擬信号を用いて信号機の色や点滅の意味、横断歩道の渡り方の練習をするほか、手遊びや歌、リズム体操、クイズなどを通して親子で遊びながら楽しく交通ルールを身に付けることができます！

また、同年代の子を持つ保護者の交流の場としても活用していただけますので、この機会にぜひご参加ください！

◎クラブ

各地域で活動しています

◎対象

未就学児とその保護者

◎活動場所

支所・学習センター、集会所など

◎申込み

最寄りのクラブを紹介しますので、下記までお問い合わせください

◎問合せ先

生活課 安全安心・避難者支援係
☎024(525)3787



詳しくは福島市ホームページをご覧ください！



★市民交通災害共済組合加入受付中★

交通事故でけがをした場合、入院・通院実日数に応じて見舞金をお支払いする制度です。万一の交通事故に備えて加入しましょう。

■年会費／1人500円

■受付場所／生活課、各支所・出張所、西口行政サービスコーナー

■共済期間／令和6年4月1日～令和7年3月31日

(令和6年4月1日以降に加入した場合：加入日翌日～令和7年3月31日)

福島市安全で安心なまちづくり推進協議会

〒960-8601 福島市五老内町3-1
福島市民・文化スポーツ部生活課内
☎024(525)3787

令和6年4月発行



福島市民憲章

- 一. 空も水もきれいな みどりのまちをつくりましょう
- 一. 教育と文化を尊び 希望に輝くまちをつくりましょう
- 一. 親切で愛情あふれるまちをつくりましょう
- 一. きまりを守り、力を合わせて 楽しく働けるまちをつくりましょう
- 一. 子どもからおとしよりまで 安全で健康なまちをつくりましょう



ケヤキ



モモ



シジュウカラ